

新庄市若者世帯住宅取得助成金交付要綱

平成 29 年 3 月

告示第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者世帯の定住を目的とした住宅の取得に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則(昭和 55 年規則第 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に自ら所有する住宅に 5 年以上居住することをいう。

(2) 若者世帯 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその配偶者が、第 6 条に規定する交付申請を行う日(以下「交付申請日」という。)の属する年度の前年度の末日において満 40 歳未満である世帯をいう。

(3) 子ども 申請者又はその配偶者の子であり、同一の世帯に属する者であって、交付申請日において満 18 歳未満の者(満 18 歳に達した日から同日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者及び母子健康手帳を交付された者の出生前の子を含む。)をいう。(4) 新築住宅 新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いものをいう。

(5) 中古住宅 新築住宅以外の現に存する住宅をいう。

(助成対象住宅)

第 3 条 助成金の交付の対象となる住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が定住を目的として取得する新築住宅又は中古住宅とし、それぞれ次の要件に該当するものとする。

(1) 新築住宅の場合

ア 工務店(住宅建設会社、大工等を含む。)と交付申請日の属する年度の前

年度の4月1日以後に建築工事請負契約又は売買契約を締結すること。

イ 建築工事費用が500万円（助成対象住宅の所有者が複数あるときは、当該複数の所有者の持ち分に係る部分の費用を含む。）以上であること。

ウ 助成対象住宅の登記を行い、助成対象住宅に居住すること。

(2) 中古住宅の場合

ア 交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以後に売買契約を締結すること。

イ 購入費用（次に掲げる費用を含む。）が150万円以上であること。

(ア) 当該助成対象住宅に係る土地の購入費用

(イ) 当該助成対象住宅の所有者が複数あるときは、当該複数の所有者の持分に係る費用

ウ 助成対象住宅の登記を行い、助成対象住宅に居住すること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償により取得した住宅は、助成金の交付の対象としない。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者であること。

ア 子育て世帯（若者世帯であって、子どもを有するものをいう。以下同じ。）

イ 移住世帯（若者世帯であって、当該世帯に属する申請者が助成対象住宅に居住を開始した日前1年以内に本市に転入した者（当該転入した日前1年以内に本市に住所を有した者を除く。）であるものをいう。以下同じ。）

(2) 助成対象住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結する者（共同名義による契約の締結の場合は、そのうち1名のみを対象とする。）であること。

(3) 助成対象住宅に居住する者全員が新庄市の市税等を滞納していない者であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の表に定める助成金の額の合計の額とし、150万円（中古住宅の場合は、150万円又は購入費用のいずれか低い額）を限度とす

る。

区分	助成金の額
子育て世帯の場合	20万円
移住世帯の場合	30万円
市内に本社又は本店を有する工務店と新築住宅の建設工事請負契約又は売買契約を締結した場合	10万円
助成対象者の子どもの数が3人以上の場合	10万円
中古住宅を購入した場合	10万円
本市に転入する直前の住所が県内（最上地域を除く。）であり、かつ、転入前に建築工事請負契約又は売買契約を締結した移住世帯の場合	20万円
本市に転入する直前の住所が県外であり、かつ、転入前に建築工事請負契約又は売買契約を締結した移住世帯の場合	70万円
助成対象住宅に係る土地を購入した場合	10万円

（交付申請及び実績報告）

第6条 申請者は、助成対象住宅に居住を開始した日から60日を経過する日又は居住を開始した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 助成対象住宅の建築工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- （2） 助成対象住宅取得費用に係る領収書の写し又は工事代金受領証明書（様式第1号の2）
- （3） 助成対象住宅に係る登記事項証明書（建物、土地）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定兼確定通知を受けたときは、交付

請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定取消通知書（様式第4号）により助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定取消通知書及び返還請求書（様式第5号）により、当該補助金の返還を命ずることができる。

（1） 前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているとき。

（2） 助成金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき（災害その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。

（3） 助成金の交付を受けた日から起算して5年以内に助成対象住宅の所有権を第三者に移転したとき（相続の場合を除く。）。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月告示第49号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月告示第28号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月告示第36号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月告示第153号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月告示第48号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月告示第121号）

様式第1号

新庄市若者世帯住宅取得助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 新庄市長

申請者 住所
氏名 印
電話

新庄市若者世帯住宅取得助成金について、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

本助成金の審査に必要な範囲で戸籍簿、住民基本台帳等の記録、市税等の納付状況を関係機関に照会することについて同意します。

1. 住宅の所在地
2. 居住を開始した日
3. 助成対象住宅総額
4. 助成金申請額

添付書類

- (1) 助成対象住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 助成対象住宅取得費用に係る領収書の写し又は工事代金受領証明書
- (3) 助成対象住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

① 出生前の子に係る母子健康手帳の交付を受けている場合

- (1) 母子健康手帳（交付年月日及び保護者氏名が確認できる部分）の写し

様式第1号の2

様式第1号の2

工事(売買)代金受領証明書	
年 月 日	
様	
記	
工事(物件)名	様邸
所 在	山形県新庄市
受 領 代 金	金 円
代 金 受 領 日 (※)	年 月 日
上記、工事(売買)代金として受領したことを証明します。	
請 負 者 (売 主)	
住 所 :	
名 称 :	

※全額受領した日を記載してください。

新庄市若者世帯住宅取得助成金交付決定通知書兼確定通知書

指令財発第 号
年 月 日

様

新庄市長 印

年 月 日付で申請のあった新庄市若者世帯住宅取得助成金の交付を決定し、次のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

1 確定

交付確定額	円
-------	---

様式第3号

新庄市若者世帯住宅取得助成金交付請求書

年 月 日

新庄市長

請求者 住所
氏名 印
電話

新庄市若者世帯住宅取得助成金について、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日		
指 令 番 号	指令財発第 号		
交 付 請 求 額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
	種 別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

新庄市若者世帯住宅取得助成金交付決定取消通知書

新庄市指令第 号
年 月 日

様

新庄市長 印

既に交付決定した新庄市若者世帯住宅取得助成金について、交付確定を取り消したので次のとおり通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	指令財発第 号
交 付 確 定 額	円
交 付 金 の 取 消 額	円
取 消 し の 理 由	

新庄市若者世帯住宅取得助成金返還請求書

年 月 日

様

新庄市長 印

年 月 日付け 第 号で交付確定を取り消した新庄市若者世帯住宅取得助成金について、次のとおり返還を請求します。

返 還 請 求 額	円
返 還 期 限	年 月 日